

オンライン化に係る事務用機器の仕様

令和 6～8 年度島根労働局管内のハローワーク業務のオンライン化に係る事務用機器の賃貸借業務委託

納入する機器は、以下の規格・仕様を満たすこと。また、既製品が規格・仕様を満たさない場合には、本項の指示によって必要な措置を講じること。

1 機器仕様

(1) ノート型パソコン

- ・ CPU：インテル Core i5-1235U プロセッサ以上を搭載していること
- ・ メモリ：16GB (8GBx2) DDR4
- ・ ストレージ：暗号化機能付 SSD 256GB 以上を内蔵していること
- ・ 光学ドライブ：スーパーマルチドライブを内蔵又は非搭載どちらでも可。
- ・ ディスプレイ：15.6 型ワイド。覗き見防止機能を有する又は覗き見防止シートを張り付ける
- ・ LAN：1000BASE-T/100BASE-T に対応
- ・ 無線 LAN：IEEE 802.11ax (2.4Gbps) 対応、IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠。
- ・ Bluetooth：Bluetooth V5.1 準拠
- ・ Webカメラ：Webカメラ (マイク機能) 内蔵
- ・ セキュリティ機能：盗難防止用ワイヤーを装着できる穴が搭載されていること
- ・ USB インターフェイス：Type-A USB3.2 準拠を 3 ポート以上、Type-C USB3.2 準拠を 1 ポート以上それぞれ内蔵していること。
- ・ キーボード：日本語キーボード (JIS 配列準拠)
- ・ マウス：光学式 2 ボタン、スクロール付き (USB)
- ・ 電源供給方式：AC アダプタ、またはリチウムイオンバッテリー
- ・ バッテリー：リチウムイオン 24wh
- ・ PC グリーンラベルの認定製品であること。また、そのことをカタログ、梱包箱、ホームページ等で確認できること。
- ・ 部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。
- ・ 再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。
- ・ 国内に常設のサポートセンターを持つメーカー製であること。
- ・ リカバリーデータディスク、ドライバーディスク、WinDVD ディスクを添付すること。

(2) カラーレーザープリンタ

- ・プリント方式：乾式電子写真方式
 - ・印刷サイズ：A4 が印刷できること
 - ・両面印刷に対応していること。
 - ・解像度：600×600dpi 以上
 - ・印刷速度：A4 サイズ 21 枚/分～46 枚/分
 - ・給紙カセット数：1 段+手差し
 - ・給紙容量：250 枚～280 枚
 - ・搭載メモリ：1GB
 - ・インターフェイス：無線 LAN の接続により『1（1）ノート型パソコン』に接続できること
 - ・『1（1）ノート型パソコン』の OS に対応していること。
 - ・上述のパソコンでネットワーク経由の印刷が正常にできること。
- なお、上記以上の性能を満たせば、カラーLED プリンタでも可とする。

(3) カラードキュメントスキャナー

参考製品エプソン製 DS-571W 又は同程度であること

- ・仕様／タイプ：A4 シートフィールド
- ・形式：シートフィールド型両面同時読み取りカラーイメージスキャナー
- ・走査方式：読み取りヘッド固定型原稿移動読み取り
- ・搭載センサー：カラーCIS×2
- ・光源：RGB3色LED
- ・読み取りサイズ：A4 が読み取れること
- ・読み取り解像度：300dpi 以上
- ・インターフェイス：無線 LAN の接続により「1（1）ノート型パソコン」に接続できること
- ・『1（1）ノート型パソコン』の OS に対応していること。

(4) モバイルルーター

- ・無線 LAN：IEEE802.11b/g/n/ac に対応していること。
- ・MAC アドレスフィルタリング機能を有すること。
- ・WPA3 に対応していること。
- ・SSID の隠ぺい機能を有すること。

(5) ソフトウェア

① クライアント用オペレーティングシステム (OS)

- ・Microsoft Windows 11 Professional（日本語版）64Bit
- ・『1（1）ノート型パソコン』にインストールすること。

- ② インターネットブラウザ
 - ・ Google Chrome
 - ・ Microsoft Edge
 - ・ 『1 (1) ノート型パソコン』 にインストールすること
- ③ PDF 閲覧ソフト
 - ・ Adobe Acrobat Reader
 - ・ 『1 (1) ノート型パソコン』 にインストールすること

2 機能仕様

(1) ソフトウェア全般に関する仕様

- ① ソフトウェアは、納入機器にインストールのうえ、完全に動作するように設定及び調整すること。また、複数のソフトウェアの同時使用時においても支障なく動作すること。
- ② ハードウェア製品に標準装備されているソフトウェアは、要求仕様を満たすとともにシステム全体に支障を来さない範囲で使用可能とする。
- ③ ソフトウェアは、納品時に動作保証されている最新バージョンとする。
- ④ フリーソフトウェアやシェアウェアは、要求仕様を満たす範囲において使用可能とする。使用にあたっては、著作権、使用権、頒布権等について、開発者及び権利保持者等と確認のうえ使用許諾を得たものであること。
- ⑤ アカデミックライセンス等、要求仕様を満たす限りにおいて安価に導入できるライセンスバック形態を可能な限り適用すること。
- ⑥ 複数台の PC にインストールするソフトウェアについては、ボリュームライセンス等、単品の台数購入よりも安価になるライセンスバック形態を可能な限り適用すること。
- ⑦ ソフトウェアに関するライブラリ、オンラインマニュアル等が存在する場合は、サーバーやクライアントにインストールのうえ、参照できるように設定のこと。
- ⑧ ソフトウェアのマニュアルは、日本語で記述されたものを島根労働局職業安定部及び納入先所属ごとに1部納品すること。
- ⑨ 上記⑦及び⑧については、その所在を明らかにする一覧表等を作成のうえ、納入すること。

(2) クライアント PC に関する仕様

- ① 『1 (1) ノート型パソコン』 は以下の仕様を満たすこと。
 - (a) ソフトウェア更新
 - Microsoft 社の製品については、Windows Update による更新ができること。
 - (b) 設定手順・仕様手順
 - 使用手順のマニュアルを島根労働局職業安定部及び納入先所属ごとに1部お

よび電子媒体も併せて納入すること。設定の詳細は現地担当者と協議を行い決定すること。

3 設置、調整及び動作確認

- ・ 納品時期には業務への影響を最小限にするために迅速な納品が必要となる。そのため、コンピュータへのソフトウェアのインストール、その他納品機器の設定などを事前に行い納品すること。
- ・ 設置調整は、納品業者みずからの責任と負担で行うとともに、完全な稼働状態を検証するために出力結果、動作などを提示し、担当者の確認を得ること。また、作業終了後についても安定して稼働するまでフォローすること。
- ・ 環境全体の動作確認をすること。

(1) 機器等設置の全般

- ・ 機器の納入と据付は、現地担当者と協議を行い決定すること。
- ・ 納入する機器が完全に稼働するように、配置、配線、設定調整を行うこと。詳細は担当者と協議の上決定すること。また、その後の運用支援まで打ち合わせを行うものとする。
- ・ 各種ソフトのインストール、設定作業、ネットワークの配線に関し、完全な稼働状態にすること。また、インストールしたソフトウェア間及びソフトウェアとハードウェア間の競合などの不具合が発生しないことを確認すること。動作が安定するまでフォローアップすること。
- ・ 機器の配線とアドレス等の設定を機器の室内との関連が一覧できる形で提出すること。搬入にあたっては、施設の損傷をはじめ危険のないよう処置すること。損害を与えた場合は、契約書の負担により原状回復すること。
- ・ 電源容量、接続などに関して、内線規程に基づき、使用可能かつ安全性について適正であること。
- ・ 作業については、納入業者自らの負担で行うとともに、完全な稼働状態を検証するために出力結果・動作などを提示し、現地担当者の確認を得ること。

(2) ネットワーク

- ・ ネットワークの調整に関し、完全な稼働状態にすること。また、各機器の動作テストを行い、出力結果・動作などを提示し、現地担当者の確認を得ること。

(3) 各パーソナルコンピュータの設置調整

- ・ 必要なインターフェイスの実装、機器の接続などを行い、業務に必要な機能を完全に利用できるように設置調整すること。
- ・ 初期設定を全て完了し、すぐに使用できる状態にすること。初期設定に関しては事前に担当者と協議すること。
- ・ 各パーソナルコンピュータには使用する OS をインストールし、アプリケーション

ンはすべてフルインストールし、動作を確認すること。

- ・ハードウェアに関する設定、印刷に関する設定など必要な機能について設定調整を行うこと。
- ・ネットワークライセンスで使用できるソフトウェアはネットワークライセンスで設置調整を行うこと。
- ・ネットワークライセンスを取得できないソフトウェアはスタンドアロンとしての使用に支障がないよう必要な設定調整を行うこと。
- ・各パーソナルコンピュータ起動時には、常に一定の環境が起動するように設定すること。デスクトップの設定、アプリケーション内の設定がグループごとに統一された環境になるようにすること。起動時の環境に関しては事前に担当者との協議すること。
- ・各パーソナルコンピュータ起動時の環境はハードウェアやソフトウェアの増設や使用状況によって変更できるようにすること。また、環境を設定・変更する手順書を提出すること。

(4) その他

- ・本体及び付属する機器について、日本語の取扱説明書（マニュアル）を納品数提出すること。
- ・機械の基本操作及び日常点検要領についても説明書を用意するとともに、現地担当者に十分な説明を行うこと。
- ・設置、設定状況について、現地担当者より質問があった場合には、書面にて回答を行うこと。

4 運用支援、マニュアル

(1) 運用・説明

システムの円滑な運用について十分な説明を行い、管理者が、仕様・運用管理にあたり不自由がないようにすること。なお、日程は担当者の指示に従うこと。

説明項目は以下のとおりである。

- ・各パーソナルコンピュータのログイン、ログオフの方法
- ・機器の配線及びアドレス等の設定方法
- ・グループアカウント、ユーザーアカウント情報
- ・各パーソナルコンピュータの起動環境の設定・変更方法
- ・各パーソナルコンピュータの環境のバックアップの取得、復旧方法
- ・その他、安定稼働・トラブル時の早期復旧に必要なものに関する情報

(2) マニュアル・設定情報

各機器、ソフトウェア等について、日本語で書かれたマニュアルを島根労働局職業安定部及び納入先所属ごとに1部用意すること。また、電子データファイルとし

ても提出すること。次の設定・操作に関する日本語で書かれたマニュアルを島根労働局職業安定部及び納入先所属ごとに1部用意すること。また、電子ファイルとしても提出すること。

- ・各パーソナルコンピュータのログイン、ログオフ
- ・機器の配線及びアドレス等の設定一覧
- ・グループアカウント、ユーザーアカウント情報
- ・各パーソナルコンピュータの起動環境の設定・変更方法
- ・各パーソナルコンピュータの環境のバックアップの取得、復旧方法